於 厚生労働省

滋 賀 労 働 局

雇用シェア活用実現に向けた 滋賀労働局の取り組み

2022年2月2日

滋賀県 在籍型出向支援協議会事務局

雇用シェア実現に向けた具体的取り組み内容-1 滋賀労働局 職業安定課

1. 在籍出向支援制度の周知活動

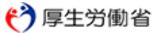
(1)滋賀労働局ホームページにおける周知

- ・「在籍型出向支援について」コーナーの開設
- ・「在籍型出向支援制度」「産業雇用安定助成金」の解説動画による紹介
- ・「在籍型出向支援制度」紹介リーフレット、相談・登録申込書の周知 (滋賀県在籍型出向支援協議会の開催状況とマッチング支援の周知実施)

(2)雇用調整助成金申請事業主様への重点的な周知と訪問

・雇調金申請事業主様を対象に訪問、在籍出向支援制度の概要ご説明や 出向意向の確認、状況によっては職業対策課同行のもと「産業雇用安定助 成金」の概要・活用についてアドバイスを実施

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
電話	13	9	20	8	7	4	61
訪問	9	6	0	2	3	2	22



滋賀労働局 🕰

検索

ニュース&トピックス

各種法令・制度・手続

事例・統計情報

窓口案内

労働局について

△ 滋賀労働局 > 在籍型出向支援について

在籍型出向支援について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小などを行う企業が、人手不足などの企業との間で 「在籍型出向」を活用して従業員の雇用維持を図る取り組みがみられています。

こうしたコロナ禍における雇用維持を目的とした在籍型出向の取り組みを支援するため、滋賀労働局では、地域の 関係機関等と連携することなどにより、出向情報やノウハウの共有、出向の送り出し企業や受け入れ企業の開拓など を推進しています。

在籍型出向とは

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と 雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。

在籍型出向により、コロナ禍の中で労働者の雇用の維持が図られることに加え、労働者は自社ではできない経験をすることにより職業能力の向上につながり、出向元企業の経営にとっても業績向上や人材育成といった効果が期待できます。

また、出向先企業にとっても、人材の受入方法の選択肢が広がるとともに、出向労働者の能力発揮によって生産性が向上するなど、職場が活性化する効果が期待できます。

詳細については、<u>こちら(厚生労働省)</u>をご覧ください。





労働基準監督署 | 滋賀県

ハローワーク|滋賀県

雇用環境・均等室|滋賀県

お役立ち情報



令和3年6月17日滋賀県在籍型出向等支援協議会を開催しました。

滋賀労働局 🔯 🗖

検索

ニュース&トピックス

各種法令・制度・手続

事例・統計情報

窓口案内

労働局について

産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、「出向」により労働 者の雇用維持を図る場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成しま

詳細については、こちら(厚生労働省)をご覧ください。

動画による産業雇用安定助成金のポイント解説

「助成金の概要」、「助成を受けるための主な要件」、「申請手続きの方法」など、助成金を活用するための基本的 な事項について解説しています。



「産業雇用安定助成金」解説動画 (厚生労働省:約16分) (YouTube)

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等体業助成金・支援金コールセンター】

- · 電話番号 0120-60-3999
- ・受付時間 9時00分~21時00分(土日・祝日含む)

マッチング支援

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することで「失業なき労働移動」を実現するため、国と事 業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。

滋賀県在籍型出向等支援協議会について

令和3年6月17日 滋賀県在籍型出向等支援協議会を開催しました。

令和3年8月24日 雇用シェアと産業雇用安定助成金の解説セミナーを開催しました。

【解説動画】在籍型出向で従業員の雇用。 在籍型出向で 従業員の雇用を守りませんか? 見る PyouTub 6 🔪 后 4 兴 兵 小 「在籍型出向」解説動画 (厚生労働省:約13分) (YouTube)

在籍型出向の支援制度



- ↑ クリックするとPDFで表示されます。 ↑ クリックするとExcelで表示されます。

【お問い合わせ先】 滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階 滋賀県在籍型出向等支援協議会事務局(滋賀労働局職業安定課内)

TEL 077-526-8609 FAX 077-528-5418

企業との間で「在籍型出向」を活用して従業 員の雇用維持を図る取り組みが見られていま こうしたコロナ禍における雇用維持を目的と した在籍型出向の取り組みを支援するため、

厚生労働省、労働局では、地域の関係機関等 と連携することなどにより、出向情報やノウ ハウの共有、出向の送り出し企業や受け入れ 企業の開拓などを推進しています。 滋賀県では、令和3年6月17日に滋賀県在籍

的な縮小などを行う企業が、人手不足などの

型出向等支援協議会を開催しました。当協議 会は経済・労働者団体、金融機関、行政団体 の19の機関および団体で構成しています。



【経済団体】

- 一般社団法人滋賀経済産業協会
- ・滋賀県商工会議所連合会
- · 滋賀県商工会連合会
- · 滋賀県中小企業団体中央会
- ・滋賀経済同友会

【労働者団体】

- ・日本労働組合総連合会滋賀県連合会(連合滋賀)
- 【金融機関】
- ・滋賀銀行
- ・滋賀中央信用金庫
- ・長浜信用金庫
- ・湖東信用金庫
- 日本政策金融公庫大津支店

【出向等支援機関】

- ・公益財団法人産業雇用安定センター滋賀事務所
- 【社会保険労務士会】
- · 滋賀県社会保険労務士会

【関係行政機関】

- ・滋賀県
- 経済産業省近畿経済産業局
- 国土交通省近畿地方整備局
- 国土交通省近畿運輸局
- 農林水産省近畿農政局
- 厚生労働省滋賀労働局

「雇用シェア(在籍型出向制度)」を利用して、 従業員の雇用を守る企業を 無料 で支援します

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた 事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の 事業主に対して助成する『産業雇用安定助成金』が創設されました。

これを踏まえ、滋賀労働局は滋賀県在籍型出向等支援協議会の事務局として、滋賀県・ 産業雇用安定センターと連携し、出向のマッチングを無料で支援します。

滋賀県在籍型出向等支援協議会事務局 (滋賀労働局 職業安定課 内)



〒520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階

☎ 077-526-8609 FAX 077-528-5418

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/zaisekigatasyokousien 00198.html

雇用維持・継続が難しい事業主

送出企業

- ・休業や事業縮小を実施検討している
- ・社員の雇用は維持したい
- ・他社経験による社員の成長を期待

出向マッチング

事業・雇用を拡大したい事業主

受入企業

- ・事業を拡大したいが、人手が足りない
- ・求人募集しているが、求職者が来ない
- ・人材交流と風土改革を期待したい

※「滋賀県在籍型出向等支援協議会」は、経済・労働者団体、金融機関、行政機関の19組織で構成しています。

「産業雇用安定助成金」の御案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向 により、労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対してその出向に要した賃金や 経費の一部を助成します。

産業雇用安定助成金にかかる『コールセンター』を開設しました。

- ■電話番号 0120-60-3999
- ■受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

詳しくはほ

產業雇用安定助成金

産業雇用安定センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805 00008.html

滋賀県の出向・副業等の支援

雇用シェアサポートセンター

○雇用維持、人材確保の相談対応 ○社会保険労務士等の専門家 による相談対応

○セミナー開催



情報共有

○再就職・出向支援サービス 〇求人に関する情報提供

○人材に関する情報提供 ○出向のマッチング



公益財団法人 産業雇用安定センター滋賀事務所 (平日10時~17時)

☎077-526-3991

滋賀県雇用シェアサポートセンター(平日10時~17時)

☎077-510-1005

「在籍型出向等支援」相談・登録 申し込み

- 1. 下記の必要事項をご記入いただき「滋賀県在籍型出向等支援協議会事務局」までお申し込み下さい。
- 2. 事務局にて内容確認後、ご担当者宛てにご案内を差し上げます。
- 3. 面談で伺った内容は、滋賀県・雇用シェアサポートセンター・ 産業雇用安定センター滋賀事務所並びに 滋賀労働局にて情報共有し、マッチングに向けたご支援を進めて参ります。

お申し込み先

滋賀県在籍型出向等支援協議会 事務局(滋賀労働局)

3 077-526-8609

FAX 077-528-5418

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報は、在籍型出向等支援を目的として利用するものとし、申し込み企業様の承諾なしに目的外の利用 及び第三者への提供け数 「ません」(中向等させたい企業様をは、ご参望に広じた取り扱いを数 「ます)

W0 21 - F	のたべは次しなどが。(田内寺ととだい正来が古は、と中主に応じた水)が、と次しな))						
申込種別 (相談・申込)	○受入:人材不足による企業として登録したい○送出:人材余剰による企業として、受け入れ先を探したい○その他 (具体内容:						
貴社名							
所在地	Ŧ						
業種	従業員数						
事業内容							
会社HP	無 · 有 (URL:)						
【連絡窓口】							
担当者氏名	担当者役職						

FAX

□人材不足で受入を給討したい

	/L \	· C IXII.	, 0, 10 0						
	要望職種								
	業務内容								
受け入れ	学歴	中学卒	高校卒・短	大(高専/	專門)卒	· 大学卒	・大院卒	 不問 	
人材の	年齢		歳代 ~	歳代	 不問 				
イメージ	経験	要	・不要						
	規模		名 ~	名	程度				
	その他希望	(資格・℡	持期等:)	
•		□事業拡力	□専門性の	高い人材を	検討 [□事業成長の	ため即戦力の	D人材を検討	
出向受け入れ	理由	口能力・約	E験を有する高年	齢者を検討	□新	規事業計画の	ため		
		□その他	()

□人材余剰で送出を検討したい

送出する	現職種 規模	名	~		名	程度			
人材の イメージ	年齢	歳代	~	歳	代 ·	不問	,	0.7	
	時期	年		月	~		年	月頃	
その他ご	要望事項								

【事務局使用欄】

TEL E-mail

受付年月日	年	月	日	受付No.		
	□ 産業雇用安定も	2ンター				
受付部門	□雇用シェアサポ	ートセン	/ター	対応者	相談方法	
	□滋賀労働局					

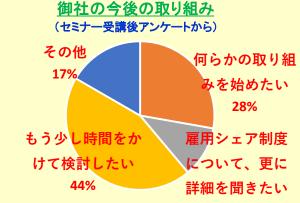
雇用シェア実現に向けた具体的取り組み内容-2 滋賀労働局 職業安定課

- 2. 産業雇用安定助成金の周知・啓蒙活動
 - (1) 滋賀県社会保険労務士会湖南支部様でのご説明
 - ・実施日 令和3年8月10日(火)
 - ・参加人員 約70名
 - (2) 「雇用シェア&産業雇用安定助成金」解説セミナーの開催

(産業雇用安定センター・雇用シェアサポートセンターとの三者共催)

- ・実施日 令和3年8月24日(火)14:00~16:00
- ・開催方法 Zoomウェビナー

事前登録	参加実績		
3 4 名	30名		



- (3) 滋賀県商工団体様等への働き方改革推進支援助成金等の説明会
 - ・実施日 令和3年8月26日(木)
 - ・参加人員 56名

11%

雇用シェアと 産業雇用安定助成金の 解説セミナー

「雇用シェア」と「産業雇用安定助成金」について知る

長期化する新型コロナウィルス感染症影響下において、

喫緊の課題である雇用経済・生活維持とともに、多様な働き方や自動的なキャリア 開発にもつながる「雇用シェア」について、具体的な事例紹介とともに解説いたします。また、本年2月に新設された助成金「産業雇用な定動成金」の解説をさせていただいたうえで出向事例のひとつを取り上げ助成額算出のシミュレーションをご覧いただきます。

- ▶顧用シェアの背景と現状、センターのサポート内容 (滋育県雇用シェアサポートセンター:社会保険労務士)
- ▶産業雇用安定助成金の概要 (滋賀労働局:助成金コーナー 事業主支援アドバイザー)
- ▶在籍型出向支援について (産業雇用安定センター蒸貨事務所:参与)
- ▶質疑応答

【申込・参加方法】

台車込みは、右の間 又は乗っ 下から 「車込べ」でトナクセスしてくださ い、お印し込み使 70mmドのセミナー 参加し必要な「間」 「ウェビナー 「6」 「5スユーチ」が選択されます。



https://juhe.mhl w.go.jp/shigamudousyoku/za lsekigatasyokou semina 00205 程 8/24(火)

14:00 - 15:30 参加無料·定員50社

Web会議システムZoonを使用します

対象

予約練切 6月20日/金

- ●コロナ場によって雇用維持対策に お商りの事業条件
- ◆人手不足の事業者様
- ●助成金の情報収集をされたい事業
- ●専門家による相談を希望される事業者様
- ●雇用シェアに関心のある事業者様

□組入情報の利用目的と共同利用について 申込情報は、十二十一階級及び運営を目的 として、設備対象を、直接専用所定し、 シー世界等所所、計算単一世間単年見分と サガーとフター」で情報大利します。 □組入情報の第二者提供について。 以下の幸寒を除るご夫人の手稿を得ること なく無生命に提供することをいたしません。 ご都入が住会・被害・財産等の置大な利 を保護するまたは公共の利益を保護するた かに出席を確合。

□本セミナーへの参加に当たっては、「進度方面使オンテインによるセミナー利用機的」への問意が必要です。本セミナーの参加率必多もって 関連的への興意ときせていただきます。(複約:<u>数数:数数m://mite.mikg.pg im/de/paptox/sem/content/content/Contents/C</u>

主 催:滋賀労働民、産業雇用安定センター施賀専技店、滋賀県雇用シェアサポートセンター 関合せ:滋賀県在韓型出向等支援協議会事務局(通賀労働助 職業安定課内) 〒520-0826 大津市打出版14番15号 滋賀労働級会庁会局路 IEL: 077-526-8609 セミナーのスケジュール

雇用シェアの背景と現状について

滋賀県雇用シェアサポートセンター 社会保険労務士 杉田 真友子 氏

産業雇用安定助成金の概要について

滋賀県労働局 職業安定部 職業対策課 事業主支援アドバイザー 上門 幹也 氏

在籍型出向支援について

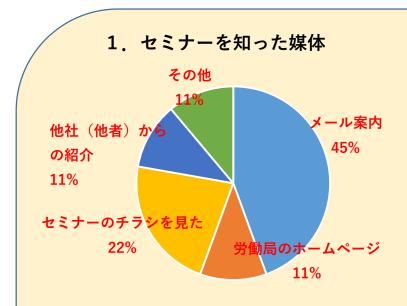
公益財団法人 産業雇用安定センター 滋賀事務所 統括参与 寺田 良彦 氏

質疑応答

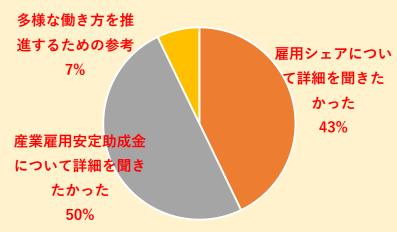


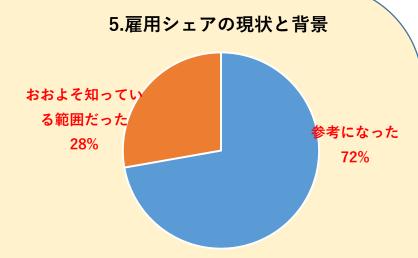


「雇用シェアと産業雇用安定助成金」解説セミナー(8/24)アンケート抜粋

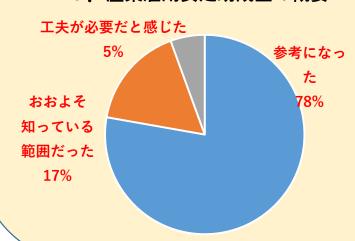


3.本日のセミナーに参加された目的





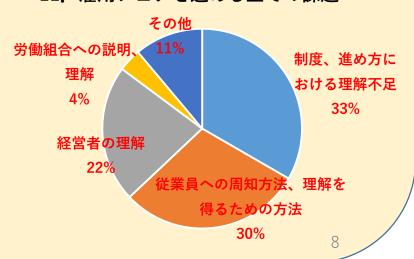
7. 産業雇用安定助成金の概要



9.在籍型出向支援について



11. 雇用シェアを進める上での課題



「雇用シェア&産業雇用安定助成金」解説セミナーで頂いた質問と回答

「雇用シェア&産業雇用安定助成金」解説セミナー(8月24日開催)で頂戴したご質問にお答えしておりま

		併訊 C 、) ─ (O 万 Z 4 口用催) C 頂戴 C にこ 負 向 にお合え C C	. 43 7 &
	ず。	回答	問い合わせ先
1	・雇用シェアサポートセンターに直接伺えば、申請書の書き方など詳しく教えて頂けますか? ・相談日等の設定がありますか?	雇用シェアサポートセンターに直接ご連絡下さい。 お問い合わせ頂いたら、申請書等の書き方等ご案内させて頂きます。 ご相談日、日程は個別にご相談させて頂くことは勿論ご対応させて頂 きます。	雇用シェアサポートセンター ☎ 077-510-1005
2	根拠書類として出向契約書が必要とのお話を頂きましたが、どういう情報が必要なのでしょうか?	産業雇用安定助成金ガイドブック(P41・P42)に出向協定書・出向契約書の記入例の雛形がありますので、ご確認いただき、ご不明な点があれば、労働局までお問い合わせ下さい。	滋賀労働局 職業対策課 ② 077-526-8686
3	グループ会社の一部の業種について、受け入れの話が 上がっているのですが、グループではなく、出向受け 入れ事業所単位で助成金は受け取れるのでしょうか?	産業雇用安定助成金の支給対象となる事業主は、雇用保険適用事業所の事業主です。 (雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること) 具体的なところは、個別に一度ご相談下さい。	
4	産業雇用安定センターの出向事例で金属材料製造業から製麺業への出向が同じ製造業ということで、初期経費で負担がないというお話があったが、何に基いて異業種かどうかの判断をしたらよいか?	産業雇用安定助成金ガイドブック(P20)「日本標準産業分類」の業種一覧にてご確認いただけます。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805 00008.html	滋賀労働局 職業対策課 つ 077-526-8686 産業雇用安定センター 滋賀事務所 の 077-526-3991
5	出向後の話なのですが、出向の結果、実績等の提示は 必要なのでしょうか?	産業雇用安定助成金の支給申請書提出のタイミングで、出勤簿・賃金台 帳等の確認出来る書類提示が必要です。	滋賀労働局 職業対策課 ② 077-526-8686
6	産業雇用安定助成金ガイドブックは、どこで入手でき ますか?	厚労省HPからダウンロードできますが、滋賀労働局でも現物を入手することができます。	

注)産業雇用安定助成金ガイドブックのページ数は、8月1日現在の内容で紹介しています ex:7月1日現在の産業雇用安定助成金ガイドブックでは、18ページが「日本標準産業分類」一覧になります。

雇用シェア実現に向けた具体的取り組み内容-3 滋賀労働局 職業安定課

- 3. 公益財団法人 産業雇用安定センター滋賀事務所との更なる連携 ~ 在籍出向の送出企業や受入企業の開拓に向けて~
 - ・雇用調整助成金申請事業主様の了解の基に、出向意向、制度利用条件 産業雇用安定センター登録意向を共有、必要に応じて同行訪問を行う。
 - ・受入要望企業からの相談には、積極的な訪問相談を行う。
- 4. その他の周知・広報
 - (1)広報誌による周知
 - ·滋賀県労働基準協会発行 「滋賀労基9」(令和3年9月号)
 - ・全国労働保険事務組合連合会滋賀支部発行「会報しが 第83号 2021.9」
 - ·滋賀県労働雇用政策課発行 「滋賀労働(659号)」令和3年9月
 - (2)各団体でのメールマガジンによる「支援制度」の周知
 - ·滋賀県中小企業団体中央会(8月)
 - 近畿農政局滋賀県拠点(8月)

<u>産業雇用安定助成金 出向計画届の受理状況</u> 滋賀労働局 職業対策課

1. 出向計画労働者数及び事業所数

出向労働者数	出向元	出向先
(人)	事業所数(所)	事業所数(所)
2 2	1 2	1 1

2. 支給申請書受理&支給決定状況

支給申請書	支給決定	支給決定金額(円)						
受理件数 (件)	件数 (件)	出向元	出向先	計				
10	9	1,768,000	3,669,000	5,437,000				

3. 業種別 出向計画労働者数(22人の内訳)

	出向先	Α	E	1	K	L	M	N	Р	R
出向:	$ar{\pi}$	農業林業	製造業	卸売業 小売業	不動産業 物品賃貸 業	学術研究、 専門・技術 サービス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療福祉	サービス業 (他に分類さ れないもの)
E	製造業		3			1				
Н	運輸業・郵便業			2						
1	卸売業、小売業						3			
M	宿泊業、飲食サービス業							8		
N	生活関連サービス業、娯楽業	1			2					1
P	医療、福祉								1	11

[※] 出向元・出向先事業所は全て中小企業

今後の取り組み方針

滋賀県在籍型出向等支援協議会 各構成機関ごとの役割(案)

各構成組織との連携により在籍型出向制度のさらなる活用促進を目指す



構成機関	主な役割
滋賀労働局	協議会事務局として ・構成組織間との全体調整、 ・産業雇用安定助成金の支給事務
滋賀県(雇用シェア サポートセンター)	・制度推進に係る周知・広報 ・専門家による相談対応 ・セミナー等の開催
産業雇用安定センター	・出向先企業(候補)の開拓 ・出向元/出向先のマッチング・相談
社会保険労務士会	・産業雇用安定助成金の申請支援 ・出向契約書等の労務管理支援
経済団体・金融機関	・傘下企業、取引企業への制度周知・出向情報・助成金利用希望情報収集
労働者団体	・出向支援制度推進に係る周知・広報 ・出向者の相談体制構築への取り組み
行政機関	・所掌する各業界に対する制度周知 ・企業向けセミナーなどの開催

他都道府県の取り組み事例(抜粋)

他協議会関連取り組み事例(抜粋)-1

◆意識調査・アンケート

県名	取り組み内容	調査対象
山梨	県内企業に対して、人材シェアマッチング希望の有無、人材余剰・不足の有無・不足のある職種等の 企業調査 を実施	調査対象: 14,932社 (回答率19.5%)
(東海3県) 愛知・岐阜 三重	・中部経済産業局、3労働局合同の統一啓蒙ビラ発行・東海3県新型コロナウイルス感染症影響下における人材マッチング 意向確認調査の実施(令和3年3月)	・送出希望企業:24社 459人 ・受入希望企業:92社 1,484人

◆支援拠点・サイト開設

県名	拠点・サイト目的	支援内容
三重	2020年8月、雇用過剰企業と人手不足企業との雇用シェアを支援する 「 みえ労働力シェアリング支援拠点 (5名体制)」を津市に立ち上げ	・雇用シェアの無料マッチング ・常駐専門家による無料相談対応
岐阜	求職者の支援拠点として「岐阜県総合人材チャレンジセンター (愛称:ジンチャレ)」に「 労働力シェアリング 」の サイト開設	・在籍型出向、人事交流、兼業、 副業の求人情報を見やすく発信

◆県商工労働部による専門家派遣

県名	派遣回数	
鳥取・香川	専門家(弁護士)派遣制度の案内チラシ発行	派遣回数:1企業(団体)当たり1年度内で最大4回5

他協議会関連取り組み事例(抜粋)-2

◆支援策ガイドブック発行

県名	取り組み内容
熊本	・新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向け支援策(助成金・給付金等)ガイドブックを策定
石川	・国・石川県・金沢市の支援金・協力金・補助金・助成金・融資制度等を資料冊子として発行

◆「交付金・補助金」支給

県名	拠点・サイト目的	支給金額	
岐阜	「 岐阜県労働力シェア促進交付金 」 在籍型出向制度を活用し、在籍型出向による人材の 受入を行っ た事業主 に対して、給付金を支給	支給額 出向契約の成立1名当たり 5万円	
富山	「富山県在籍型出向支援補助金」 在籍型出向により労働者の雇用を維持する出向元と出向先の双 方の事業主に対して、その出向に要した賃金の一部を補助	国の「産業雇用安定助成金」 「富山県在籍型出向支援補助金」 出向運営経費×9/10 出向運営経費×1/10 上限額12,000円/人日(元・先計) (上乗せ補助:上限額1,500円/人日)	

◆社会保険労務士会による無料相談

県名	取り組み内容	申込受付期間
岡山	岡山:1回あたり <u>2時間程度</u> 、1事業主様 <u>2回</u> まで	令和4年3月18日迄 相談無料
山口	山口:1回あたり <u>3時間程度</u> 、1事業主様 <u>3回</u> まで	16